

北陸新幹線の消融雪設備工事の入札参加業者ら に対する指名停止について

1. 概要

公正取引委員会は、当機構東京支社が発注した北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らが、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、平成27年10月9日、11社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

2. 指名停止措置

本件については、「工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止措置を講ずるものとする。

また、公正取引委員会より課徴金減免制度適用事業者である三機工業(株)については、当該制度の適用がなかったと想定した場合の指名停止期間の2分の1の期間とする。

3. 指名停止措置業者

排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた11社のうち、ダイダン(株)ほか7社に対しては、公正取引委員会が、当機構東京支社が発注した北陸新幹線消融雪設備工事に関し、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、平成26年3月4日、検事総長に告発した際に指名停止措置を講じていることから、今回8社を除く3社に対し当該措置を講ずる。

別紙のとおり

4. 指名停止措置期間

平成27年11月4日（水）から別紙の期間

5. 指名停止機関

鉄道建設本部東京支社、同大阪支社、同北海道新幹線建設局、同青森新幹線建設局、同九州新幹線建設局、同富山工事事務所、同関東甲信工事局

問い合わせ先

鉄道・運輸機構 鉄道建設本部業務部工事契約課

電話 045-222-9041

別紙

指名停止措置業者及び措置期間

	業者名	住所	措置期間	
			①の地域	②の地域
1	三機工業(株)	東京都中央区明石町8-1	2か月	1.5か月
2	(株)柿本商会	石川県金沢市藤江南2-28	4か月	3か月
3	新菱冷熱工業(株)	東京都新宿区四谷2-4	4か月	3か月

①の地域

東京支社管内（信越）
大阪支社管内（北陸）
富山工事事務所管内
関東甲信工事局管内（信越）

②の地域

東京支社管内（北海道、東北、関東）
大阪支社管内（中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄）
北海道新幹線建設局管内
青森新幹線建設局管内
九州新幹線建設局管内
関東甲信工事局管内（関東、中部）